

2021年1月9日

広域情報

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置 (新型コロナウイルス関連)

●1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定され、日本国籍者を含め、全ての入国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出が必要となりました。

(https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf)

●本件措置の主な点をお知らせ致しますので、日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

●新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、令和3年1月13日午前0時(日本時間)以降、日本国籍者を含む全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、従来どおり入国時の検査を実施します。同措置は、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施されます。

●出国前検査における採取検体は「鼻咽頭ぬぐい液(Nasopharyngeal Swab)」又は「唾液(Saliva)」に限られておりますのでご注意ください。

●検査証明の書式は下記の URL からダウンロードしていただき、医療機関に提出して作成していただくようお願いいたします。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

●検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)での待機を求めます。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めるとともに、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めます。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター-内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC 版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所:Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060

ホームページ:https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ:

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311,(内線)2902,2903